

◎新潟県訓令第10号

新潟地域振興局

大島頭首工管理規程（平成7年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月19日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

		改 正 後					改 正 前				
(取水量)		第6条 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で必要な水量を取水するものとする。					第6条 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で必要な水量を取水するものとする。				
期 間	4月1日か ら同月23日 まで	4月24日か ら同月30日 まで	5月1日か ら8月31日 まで	9月1日か ら9月10日 まで	9月11日か ら3月31日 まで	4月1日か ら同月23日 まで	4月24日か ら同月30日 まで	5月1日か ら8月31日 まで	9月1日か ら9月10日 まで	9月11日か ら3月31日 まで	
大島頭首 工の水量	<u>0.791</u> m <sup>3</sup> /s	<u>16.503</u> m <sup>3</sup> /s	<u>13.796</u> m <sup>3</sup> /s	<u>0.968</u> m <sup>3</sup> /s	<u>0.968</u> m <sup>3</sup> /s	<u>0.805</u> m <sup>3</sup> /s	<u>16.705</u> m <sup>3</sup> /s	<u>13.963</u> m <sup>3</sup> /s	<u>0.979</u> m <sup>3</sup> /s	<u>0.979</u> m <sup>3</sup> /s	
(略)											
計	<u>0.964</u> m <sup>3</sup> /s	<u>16.676</u> m <sup>3</sup> /s	<u>13.969</u> m <sup>3</sup> /s	<u>1.141</u> m <sup>3</sup> /s	(略)	<u>0.978</u> m <sup>3</sup> /s	<u>16.878</u> m <sup>3</sup> /s	<u>14.136</u> m <sup>3</sup> /s	<u>1.152</u> m <sup>3</sup> /s	(略)	
2・3	(略)					2・3	(略)				